第二十二条第一項を次のように改める。

組合の短期給付に要する費用に第一号及び第二号に掲げる費用を加え、第三号に掲げるものを除いた費用（次条第一項において「組合の短期給付等に要する費用」という。）は、毎事業年度、前事業年度における法第五十条及び第五十一条に規定する短期給付の種類別の給付額に、当該事業年度における第一号に掲げるものの納付額及び第二号に掲げる費用の額を加えた額から第三号に掲げるものの額を控除した額を基礎として、財務大臣の定める方法により算定するものとする。

一　法第三条第四項に規定する前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用

二　長期給付（基礎年金拠出金を含む。）及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用（法第九十九条第五項の規定による国の負担に係るもの並びに同条第七項及び第八項において読み替えて適用する同条第五項の規定による行政執行法人の負担に係るものを除く。）

三　法第九十九条第四項（第二号を除く。）の規定による国の負担に係るもの

第二十二条の二第一項中「組合の短期給付に要する費用」を「組合の短期給付等に要する費用」に改める。

第二十三条の次に次の二条を加える。

（出産育児交付金）

第二十三条の二　各年度の法第九十九条の二第一項に規定する出産育児交付金は、当該年度の同項に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用の一部に充てるものとする。

（出産育児交付金に関する技術的読替え）

第二十三条の三　法第九十九条の二第二項の規定により健康保険法第百五十二条の三から第百五十二条の五までの規定並びに高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げるこれらの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

健康保険法第百五十二条の三第一項	前条	国家公務員共済組合法第九十九条の二第一項
健康保険法第百五十二条の三第二項	厚生労働省令	財務省令
	各保険者	国家公務員共済組合法第三条第一項に規定する組合（次条及び第百五十二条の五において「組合」という。）
健康保険法第百五十二条の四	当該保険者	当該組合
	出産育児一時金等	国家公務員共済組合法第九十九条の二第一項に規定する出産費及び家族出産費
	厚生労働省令	財務省令
健康保険法第百五十二条の五	当該保険者	当該組合
	出産育児一時金等	国家公務員共済組合法の規定による出産費及び家族出産費
	第百一条	同法第九十九条の二第一項
高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条の見出し	保険者	組合
高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条	保険者、	国家公務員共済組合法第三条第一項に規定する組合（以下この条及び次条において「組合」という。）、
	保険者及び	組合及び
	保険者の	組合の
	保険者に	組合に
高齢者の医療の確保に関する法律第四十二条第三項	各保険者	各組合
	保険者	組合

附則中第三条及び第四条を削り、第五条を第三条とし、第六条を削り、第六条の二を第四条とし、第六条の二の二を第五条とし、第六条の二の三を第六条とし、第六条の二の四を第六条の二とする。

附則第六条の三中「附則第六条の二の二」を「附則第五条」に改め、同条を附則第六条の七とする。

附則第六条の二の八中「附則第六条の二の三第一項」を「附則第六条第一項」に改め、同条を附則第六条の六とし、附則中第六条の二の七を第六条の五とし、第六条の二の六の前の見出しを削り、同条を第六条の四とし、同条の前に見出しとして「（特例退職組合員に係る短期給付の特例）」を付し、第六条の二の五を第六条の三とする。

附則第七条の四第二項中「附則第六条の二の三第一項」を「附則第六条第一項」に改める。

附則第三十四条を次のように改める。

（病床転換支援金等の経過措置）

第三十四条　令和八年三月三十一日までの間、第二十二条第一項第一号中「流行初期医療確保拠出金等」とあるのは、「流行初期医療確保拠出金等並びに高齢者の医療の確保に関する法律附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等」とする。

（令和五年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部改正）

第二条　令和五年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十号）の一部を次のように改正する。

題名中「令和五年度」を「令和六年度」に改める。

本則中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、本則の表中「一・二四〇」を「一・二七三」に、「一・二五〇」を「一・二四四」に、「一・二七八」を「一・三一三」に、「一・二八四」を「一・三一九」に、「一・二九〇」を「一・三二五」に、「一・三〇〇」を「一・三三五」に、「一・三一二」を「一・三四六」に、「一・三一六」を「一・三四七」に、「一・三二二」を「一・三五二」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（退職者給付拠出金に関する経過措置）

2　全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条第一項に規定する第四条改正前国保法附則第十条第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金が令和六年度における拠出金（同項に規定する拠出金をいう。）を徴収する間、第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令附則第六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「間、」とあるのは「間、国家公務員共済組合法施行令及び令和五年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（令和六年政令第百二十九号）第一条の規定による改正前の」と、「並びに国民健康保険法」とあるのは「並びに全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）第四条の規定による改正前の国民健康保険法」とする。